

保医発 0129 第 1 号
令和 3 年 1 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 3 年 2 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 3 (4) ア中「F E I A 法又は L A 法」を「E L I S A 法、F E I A 法又は L A 法」に改める。
- 2 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4 に次を加える。
(29) 15 歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、E L I S A 法により血清中の S C C A 2 量を測定した場合は、本区分の「35」抗デスマグレイン 1 抗体の所定点数を準用して、月 1 回を限度として算定する。ただし、本検査及び区分番号「D 0 1 5」血漿^{しょうたん}蛋白免疫学的検査の「18」T A R C を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D002 (略)</p> <p>D003 糞便検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) カルプロテクチン(糞便)</p> <p>ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、<u>ELISA法</u>、<u>FEIA法</u>又は<u>LA法</u>により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D002 (略)</p> <p>D003 糞便検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) カルプロテクチン(糞便)</p> <p>ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、<u>FEIA法</u>又は<u>LA法</u>により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p>

(5) (略)

D004～D013 (略)

D014 自己抗体検査

(1)～(28) (略)

(29) 15歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、ELISA法により血清中のSCCA2量を測定した場合は、本区分の「35」抗デスマグレイン1抗体の所定点数を準用して、月1回を限度として算定する。ただし、本検査及び区分番号「D015」血漿^{しょうたん}蛋白免疫学的検査の「18」TARCを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

(5) (略)

D004～D013 (略)

D014 自己抗体検査

(1)～(28) (略)

(新設)